

2025 年 4 月 9 日

新 宿 区 長宛て

さん

団 体 名 特定非営利活動法人えがおさん

所 在 地 東京都新宿区高田馬場 1-25-36
タイオインターナショナルビルディング 30C
(フリガナ) タナカ アユミ

代表者氏名 田中 歩

新宿区協働推進基金助成金交付申請書

新宿区協働推進基金条例施行規則第 5 条の規定により、下記のとおり助成金の交付を申請します。

記

助成金申請額 金 500,000 円

申請事業の分野（該当の分野1つだけに○をしてください。なお、活動分野が複数の場合は、主要な分野に○をしてください。）					
○	保健・医療・福祉		災害救援		情報化社会
	社会教育		地域安全		科学技術
	まちづくり		人権擁護・平和		経済活動
	観光		国際協力		職業能力開発・雇用機会拡大
	文化・芸術・スポーツ		男女共同参画		消費者の保護
	環境		子どもの健全育成		市民活動支援
	その				他

助 成 事 業 計 画 書

団体名	特定非営利活動法人えがおさんさん
事業名	休日お預かりデイ活動
① 事業目的・事業概要	<事業目的> どんな障害、また状態の子ども楽しく参加できる日中活動を開催したい。 ごきょうだいも参加し、オンリーワンを楽しんで頂きたい。 学生はじめ、異世代交流をしてほしい。 子どもたちをケアできる専門職(看護師・リハビリ・介護士等)がいることでご家族に安心してご自分の時間をとって頂きたい。 <事業概要> 難病・医療的ケアなど様々な障害のある児者とごきょうだいを年5回土曜日に10-15時でお預かり。 パルシステム東京様の部屋をお借りしケアに特化した医療福祉職者と学生ボランティアが対応。音楽など演者に講演依頼。お菓子やパンづくりや工作、ダンスなど計画。会場キッチンにて手作りの昼食を用意し皆で一緒に食事をとることも大切にしている。
② 地域課題	さまざまな難病・医療的ケアのある子ども達、障がい児が地域で生活できるようになってきたものの支援の手や社会参加先は追い付いていない現状がある。 障がい児者、またそのごきょうだい児、それぞれのニーズは違い、親は常に対応に追われている状況がある。 障がいや症状の多様性、専門性の高さからケアできる人は限られてしまう状況がある。 ごきょうだいも一緒に、親と離れて参加できる場所もない現状がある。
③課題解決のための取組	・障害児・きょうだい児共に預かりができ、相互交流もできる場の提供。 ・日頃から障害児のケアに関わる医療福祉職者を確保することで、親が安心して任せられる。 ・多くの学生ヘルパー、また成人した知的障害、発達障害者もボランティアとして参加。世代間交流ができる。 ・きょうだい児にもマンツーマンでボランティアが付くことで日頃障害児者のきょうだい児として位置づけられやすい子も一緒に参加しながらもオンリーワンを感じてもらう。 ・実施事業の開催ニーズに理解を頂ける施設、団体との連携。 ニーズに即した会場をお借りする。 ・学生にも企画から関わってもらい、参加者一人一人が楽しく安全に参加できる企画と態勢の整備。 ・企画に賛同し、出演、また協力してくださる演者や撮影者を募る。 ・普段関わることの無い親同士、きょうだい同士が触れ合う場づくりを意識して提供する。 ・医療福祉に関心のある学生が社会の中で生活している障害者・きょうだい児と直接触れあう場を提供する。

④先駆性・専門性	・1995年頃から障害児者に特化した地域生活支援をしてきた。 ・2007年より小規模で障害のあるご本人、ごきょうだいの預かりを有志で開始。 ・日赤看護大学に学生サークルができ、学生ボランティアの確保ができるようになっている。 ・2010年にはWAM助成金で規模を広げて開催し優良事業として紹介頂く。 ・障害福祉の制度化も進み、放課後デイサービスや児童発達支援など事業化している。 ・草の根時代より法人の活動を理解してくださる新宿区社会福祉協議会様よりさまざまな団体をご紹介して頂いた一貫で2013年パルシステム東京様とつながることができ、事業運営に即した会場を利用できるようになった。 ・コロナ禍でも訪問事業と連携し希望のご家庭とオンラインで会をつなげ、ご家族の孤立、閉鎖への対応をとるなど実施した。 ・医療福祉専門職、学生、地域ボランティアの確保により障害のあるご本人ときょうだい児両方の預かりデイが開催できる。 ・長年の活動を通し、都度の話し合いで難病、医療的ケアのある重度障害児者、また知的障害、発達障害のある児者とそのご家族など多様な課題、ニーズへの対応やリスクマネジメントを図ることができる。
⑤ 具体的な活動内容 (イベントが複数ある場合は、こちらのページを複写して作成してください)	I イベント(会議)の開催予定等 1. イベント(会議)名：(休日お預かりデイ活動) 2. 活動内容：日中お預かりデイ 3. 実施期間、回数：年5回 5/17, 7/19, 8/16, 12/20, 3/14 (5月初回は法人負担及び参加費で実施し後半4回分の助成を申請します。) 4. 実施場所：パルシステム東京 5. 周知(募集)方法、期間：SNS, チラシ配布 6. 対象者・定員数：難病、医療的ケア、知的障害、発達障害のある児者とごきょうだい児 : 10名 ※③④で述べたような会を安全に開催するために、都度実施体制の徹底を行っているため最低の定員を定めています。 7. 人員・スタッフ数 団体構成員 () 名 講師等 (延べ5) 名 アルバイト (延べ40名) 名 ボランティア (延べ50) 名 ※団体内外へ募集をかける。成人し作業所等で働いている知的障害、発達障害者も参加してもらう。 8. 安全対策等：感染対策備品の設置・準備 準備会議(勉強会)開催での参加者の状態把握、緊急時の対応共有 当日まで、また当日の流れ共有と動きのシミュレーション共有 デイ開催そのもののリスクマネジメントを共有する II イベント(会議)の開催予定等

	1. イベント（会議）名：（ ） 2. 活動内容： 3. 実施期間、回数： 4. 実施場所： 5. 周知（募集）方法、期間： 6. 対象者・定員数： 7. 人員・スタッフ数 団体構成員（ ）名 講師等（ ）名 アルバイト（ ）名 ボランティア（ ）名 8. 安全対策等：
⑥ 期待される効果	ア 区民や地域社会への成果・効果 ・きょうだい児も学生ボランティアのマンツーマン対応で誰かのきょうだいとしてではなくオンリーワンの存在として対応。普段の関わりでは聞けない悩みなどをくみ取れる。 ・きょうだい児が地域の中では一人になってしまう状況があっても、この時は他のきょうだい児とも交流ができる。また多世代交流ができる。 - 学生に関わりは、障害当事者への影響、効果も著明で、覇気や意欲を引き出している。 ・ご家族、ごきょうだいも地域の顔見知りができることで孤立感の防止になる。
	イ 現状や課題に対する成果・効果 ・親の都合で子どもたちを預ける、より安全な環境へ本人たちが一人一人楽しく参加している間に親が自身の予定に集中できることで、日頃子育てやケアにばかり取られている親の気分転換、リフレッシュを図る。 - その上で送迎時に他の親との交流が図れる（特にお迎え時）。 ・これから医療福祉職につく若者たちが、地域生活のリアルに触れる経験ができる。 ・子どもたち、ご本人、ご家族の存在を専門職にも実際に認知してもらえらる。
⑦ 今後の展望	・活動の知名度が上がり、地域の課題やニーズが理解される。 ・関わる専門職が増える。 ・活動を知ってもらえることで、協力者や寄付者を増やし活動継続を図りたい。
⑧ 過去にこの助成を受けた実績	助成年度（ 2023 年度 ）事業名（ 秋まつり（会場リアル参加午前、午後とオンライン別日予定） ）

	助成年度（ ） 事業名（ ）
	助成年度（ ） 事業名（ ）
⑨ この事業に対する他の助成の有無 (申請中のものを含む)	☐ 有 ☒ 無
	有の場合は、助成名称（団体）及び助成額 助成名（団体名）： 助成額： 円 ※新宿区の他の助成制度からの助成が決定した場合には、本助成金は受けられません。新宿区以外の団体からの助成金がある場合には、その金額を差し引いた額が本助成額になります。本助成金への申請後に、同事業で新宿区外の補助金へ申請される際は、必ずご相談ください。

収支予算書

支出区分	費 目		予 算 額	内 訳
	事業費	①使用料及び賃借料	円	
		②消耗品及び印刷費	96,000 円	文具：テープ、ペン2400円 工作材料費 5600円 おむつ交換用の防水シート8000円 食材費400円×50×4=80,000円
		③委託費	30,000 円	写真撮影カメラマン外部委託
		④講師謝礼	280,000 円	演者4組 1組70,000円×4回
		⑤その他謝礼	320,000 円	ボランティア10名×3,000円（交通費含む）×4回=120,000 事前勉強会・反省会2回×4回：謝礼5000円×10名×4回=200,000
		⑥交通費	円	
		⑦保険料	円	
		⑧その他諸経費	40,000 円	荷物運搬費 10,000円×4回
		⑨感染症等対策経費	17,500 円	※上限額2万円以内 (20,000)
				手指消毒1,000円×4個=4,000円 マスク(100枚) 1500円 除菌ウエットティッシュ1,000円×8個=8,000円 除菌用スプレー 1,000円×4本=4,000
				※下記「事業費」の25%以内 (261,167)
		⑩人件費	261,167 円	医療職2,000円×6時間×4人×4回=192,000円 福祉職1,600円×6時間×4人×4回=153,600円
	事業費（①から⑩の合計）		1,044,667 円	
	⑪ファンドレイジングに関する経費		円	※事業費の5%以内 (52,234)
	⑫助成対象経費 （事業費＋⑪）		1,044,667 円	
	⑬助成対象外経費		84,433 円	84,433円（人件費）
	事業総額		1,129,100 円	

収入区分	内 容		予 算 額	積 算 根 拠（内 訳）
	㊦ 事業収入 （参加料、資料代等）		円	
	① 寄附金		円	
	㊧ 補助金等収入		円	
	㊦ 協働推進基金助成金		500,000 円	「①～⑨、⑪～⑫の合計」の2/3と「⑨」の合計 ※千円未満切り捨て
	㊦ 団体負担金		629,100 円	
	収入総額		1,129,100 円	

—

団 体 概 要 書

団 体 名	(ふりがな) とくていひえいりかつどうほうじんえがおさんさん 特定非営利活動法人えがおさんさん	
所 在 地 (主たる事務所)	〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-25-36 タイオーインターナショナルビルディング 30C	
代 表 者 氏 名	(ふりがな) たなか あゆみ 田中 歩	
	連絡者氏名 阪口 佐知子 住所 〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 1-25-36 タイオーインターナショナルビルディング 30C 電話 03 (3209) 8668 FAX 03 (3209) 2033 e-mail info@egaosunsun.com	
設立(活動)開始年月 (法人設立年月)	法人の場合 法人設立 2007 年 1 月 その他の場合 1994 年 2 月活動開始 活動歴 31 年 か月 (年 月末日現在)	
会 員 数 (構 成 員 数)	個人 : 団体 :	入会条件
主 な 活 動 地 域	東京都 新宿 区・市 その他 (23 区内)	
広 報 関 係 の 有 無	(会報、広報誌等の発行) ☒ (年 2 回発行) / 無	
	(ホームページ) ☒ (URL https://egaosunsun.com/) / 無	

団 体 の 目 的 (定款の目的)	特定非営利活動法人えがおさんさんは、重い病気や障害のある子どもも家に帰って家族と暮らせるように、制度の有無にかかわらず、子どもと家族の生活に寄り添う支援を行い続けて、約25年になる。当初は人工呼吸器をつけた子供の在宅生活を支援するボランティアグループとして出発し、2007 年1月に現在の法人格を取得。現在に至るまで医療的ケアのある子ども、知的発達障害の子ども、また子どもを育てるそれぞれの家族のニーズを大切にしながら、訪問看護、居宅介護、移動支援、放課後等デイサービス事業、医療的ケアの必要な重症児のための児童発達支援、放課後等デイサービス事業を実施。さらに制度に該当しないニーズに対しては、オーダーメイドの支援を行ってきた。また、当初からのボランティア精神を大切にえがおファンクラブ活動を職員有志で立上げ、学生ボランティアも含み障がい児者の居宅以外の居場所で楽しむことができるお祭り等のイベントを定期的に開催。一方法人として 2020 年度に中長期計画 5 か年計画を策定。 “障がい児者と家族のえがおを増やすことによって誰もがえがおで暮らせる社会を実現する”を法人のミッション(使命)と定め、ビジョンとして定めた①“障がい児者と家族が、自宅で安心して生活できる社会②障がい児者が自分の人生を自分らしく選択できる社会③障がい児者と家族を応援する人が増えることで、誰もが笑顔で暮らせる社会“の実現のため法人一丸となって事業活動に取り組んでいる。
主 な 活 動 (具体的に記入してください)	新宿区民を対象とした活動 ◆新宿区内での障害児や難病・重度障害児（医療ケア含む）への訪問看護、介護、放課後等デイサービス事業及び児童発達デイ、公的外の在宅支援・レスパイト支援（学習、遊びのサポート、外出支援など） ◆ごきょうだい支援・イベント企画運営 ◆区内外の障害児の親の会交流会支援 家族交流会支援事業・人工呼吸器をつけた子の親の会（会員の子）へのボランティア派遣等サポート支援 ◆区内で障害児や難病で医療ケアの必要な子どものモデルデイサービス事業の実施 ◆活動通信発行 上記以外の活動 ◆専門家によるボランティア研修開催 ◆区内外の障害児の親の会交流会支援 家族交流会支援事業・全国人工呼吸器をつけた子の親の会（会員の子）へのボランティア派遣等サポート支援
新宿区との連携実績	・ 部署名 子ども家庭課 地域コミュニティ課 ・ 連携事例 地域支援 ・ 連携した内容の詳細

特定非営利活動法人えがおさんさん定款

第1章 総 則

（名 称）

第1条 この法人は、特定非営利活動法人えがおさんさんという。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

（目 的）

第3条 この法人は、障害や病気のある、及び医療的ケアを必要とする障害児・者ならびにその家族に対して、地域で共に生活し、地域との交流や世代間の交流を図りながら、心身ともに豊かに生活できる場づくりを目指した事業を行い、また、子育て、家族支援等の福祉の増進を通して、社会一般の利益に寄与することを目的とする。

（特定非営利活動の種類）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

（事業の種類）

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) 障害児・者やその家族への生活支援や相談等のホームヘルスケアサービス事業
- (2) 障害児・者の一時預かり等の家族を支援する事業
- (3) 障害児・者やその家族への社会的支援に係る普及啓発及びファンクラブ事業
- (4) 健康保険法、介護保険法に基づく訪問看護ステーションの運営事業
- (5) 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (6) 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業
- (7) 児童福祉法に基づく児童発達支援及び放課後等デイサービス事業
- (8) 人材育成事業として、えがおさんさんオリジナル研修、医療的ケア3号研修等の研修事業
- (9) その他目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し賛助するために入会した個人及び団体

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、代表理事が別に定める入会申込書により、代表理事に申し込むものとする。
- 3 代表理事は、前項の申し込みがあったとき、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 4 代表理事は、第2項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、理事会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失そう宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退 会)

第10条 会員は、代表理事が別に定める退会届を代表理事に提出して、任意に退会することができる。

(除 名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

(抛出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第13条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち1人を代表理事とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、理事会において選任する。

- 2 代表理事は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第15条 代表理事は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は代表理事が欠けたときは、代表理事があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 3 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 4 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者

の任期の残存期間とする。

- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解 任)

第18条 役員が次の各号の一に該当する場合には、理事会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

(顧問)

第20条 この法人に、役員の他に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の承認を経て、代表理事が任命する。
- 3 顧問は、この法人の事業及び運営等について、理事会に対し、助言及び提言を行うことができる。

第4章 会 議

(種 別)

第21条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

- 2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業報告及び決算

(総会の開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により招集の請求があったとき。
- (3) 監事が、第15条第4項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2項1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第26条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権等)

第29条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の規定の適用については出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる

ことができない。

(総会の議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 正会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。

(理事会の構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第32条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第33条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 代表理事が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から理事会の目的である事項を記載した書面により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第34条 理事会は、代表理事が招集する。

- 2 代表理事は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面により、開催の日の少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第35条 理事会の議長は、代表理事がこれにあたる。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。ただし、議事が緊急を要するもので、理事総数の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会の表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なものとする。

2 やむを得ない理由により理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面による表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資 産

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、代表理事が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第6章 会 計

(会計の原則)

第42条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならない。

(会計区分)

第43条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計とする。

(事業年度)

第44条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第45条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに代表理事が作成し、理事会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第46条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用することができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第47条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び活動計算書等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、代表理事が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第49条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第50条 この法人が法第25条第3項に規定する次に掲げる事項について定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) その行う特定非営利活動の種類および当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地(所轄庁の変更を伴うものに限る。)
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項(役員の定数に係るものを除く。)
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項(残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。)
- (10) 定款の変更に関する事項

- 2 この法人が定款を変更(前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。)したときは、所轄庁に届け出なければならない。

(解 散)

第51条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。

- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第52条 この法人が解散(合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。)したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、理事会において議決した者に譲渡するものとする。

(合 併)

第53条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第54条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。
ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のホームページにおいて行う。

第9章 事 務 局

(事務局の設置)

第55条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。
2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

(職員の任免)

第56条 事務局長及び職員の任免は、代表理事が行う。

(組織及び運営)

第57条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、代表理事が別に定める。

第10章 雑 則

(細則)

第 58 条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。

附則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初における役員は、別表のとおりとする。
- 3 この法人の設立当初における役員の任期は、第19条第1項の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2008年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業年度は、第46条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2007年3月31日までとする。
- 5 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第47条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第11条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金	正会員（個人）	0円
	A(利用)会員(個人)	1,000円
	B(個人賛助)会員(個人)	0円
	C(団体賛助)会員(団体)	10,000円
(2) 年会費	正会員（個人）	0円
	A(利用)会員(個人)	6,000円
	B(個人賛助)会員(個人)	0円
	C(団体賛助)会員(団体)	一口10,000円

別表

役職名

代表理事	岩永 博大
理事	阪口 佐知子
理事	上藺 真由美
監事	宗形 博道

2023年度 年間役員名簿

2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月 31日まで

特定非営利活動法人えがおさんさん

役 名	氏 名	住 所 又 は 居 所	就任期間	報酬を受けた 期 間
理 事	田中 歩	東京都新宿区西新宿4-26-13	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	松尾 陽子	東京都多摩市貝取4-4-9-103	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	岩永 博大	東京都新宿区大久保2-5-25 岩永ビル 5F	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	松井 優子	東京都新宿区戸山2-10-208	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	鈴木 健太	神奈川県横須賀市久里浜 2-28-64	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
理事	町田 文	東京都西東京市南町6-3-36-201	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日
監事	矢沢 正春	東京都新宿区戸山2-27-512	2023年4月 1 日 ～2024年3月31日	年 月 日 ～ 年 月 日

2023 年度

事業報告書

特定非営利活動法人えがおさんさん

1 事業の成果

2023 年度は前年に引き続き、利用者である障害児・者とその家族から求められている公的制度外のサービスを提供する「えがおファンクラブ事業」（各種相談や、家族交流、お預かり等）に助成金の支援を受け積極的に取り組むとともに、公的制度内で利用できる訪問看護、居宅介護、移動支援の他に主に知的障害児をお預かりする放課後等デイサービスを引き続き事業として提供している。さらに 2022 年 7 月に新宿区曙橋で開所した医療的ケアを必要とする重症児をお預かりする児童発達支援 放課後等デイサービスを提供する施設を継続して運営している。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用 169,320 千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
障害児・者やその家族への生活支援や相談等のホームヘルスケアサービス事業	介護、個人ボランティア、療育その他相談事業	2023 年 4 月～2024 年 3 月	サービス利用者宅	25 人	東京都内の障害児・者とその家族	26 人	222
障害児・者の一時預かり等の家族を支援する事業	児童のお預かり等の事業	2023 年 7, 9, 12 月 24 年 3 月	新宿区内施設と（オンライン）	10 人	東京都内の障害児とその家族	35 人	300
障害児・者やその家族への社会的支援に係る普及啓発及びファンクラブ事業（バクバク・ポケットの会支援）	学生等のボランティアの促進	年 1 回	事業所内	10 人	東京都内の学生	80 人	100
	えがおさんさん祭り等の開催	2023 年 11 月	新宿区内公共施設とオンライン配信	60 人	東京都内の障害児とその家族	90 人	3,600
健康保険法、介護保険法に基づく訪問看護ステーションの運営事業	訪問看護ステーションの事業	2023 年 4 月～2024 年 3 月	サービス利用者宅	13 人	東京都内の障害児・者	55 人	53,396
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護事業 同行援護事業	2023 年 4 月～2024 年 3 月	サービス利用者宅	25 人	東京都内の障害児・者	65 人	32,937
障害児者総合支援法に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	2023 年 4 月～2024 年 3 月	サービス利用者との外出	19 人	東京都内の障害児・者	30 人	8,235

児童福祉法に基づく 障害児者通所支援事業	児童発達支援と放 課後等デイサービス事業	2023 年 4 月 ~2024 年 3 月	児童発達 支援と放 課後等デ イサービ ス通所	18 人	東京都内 の 障 害 児 ・ 者	24 人	34,874
	放課後等デイサー ビス事業	2023 年 4 月 ~2024 年 3 月	放課後等 デイサー ビス通所	11 人	東京都内 の 障 害 児 ・ 者	23 人	35,656
人材育成事業とし て、えがおさんさん オリジナル研修、医 療的ケア 3 号研修等 研修事業	人材育成の研修等	2023 年 4 月 ~2024 年 3 月	事 務 所 内 ・ オン ライン研 修	5 人	看護師・ 介護士・ 保育士・ 障害児者 及び家族	15 人	0

決 算 報 告 書

(第 13 期)

自 令和 5年 4月 1日
至 令和 6年 3月31日

特定非営利活動法人 えがおさんさん

東京都新宿区高田馬場1-25-36-30 C

財 産 目 録

令和 6 年 3 月 31 日 現在
NPO法人えがおさんさん

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
(流動資産)	現金預金			
	現金			76,374
	―現金(法人)			74,023
	―現金(EFC)			2,351
	普通預金			24,919,822
	―きらぼし銀行(旧都民)			7,614,021
	―三菱UFJ銀行(大久保支店)			1,522,372
	―ゆうちょ銀行(008法人)			287,863
	―ゆうちょダイ(賛助会費・寄付金受入口)			675,272
	―西武信用金庫(北新宿)			14,820,294
	定期積立預金			540,000
(流動資産)	他の流動資産			
	売掛金			29,329,602
	―レセプト社会保険(看護分)			5,949,900
	―レセプト国民健康保険(看護分)			2,863,390
	―国保連(居宅分)			6,239,450
	―放課後デイすまいる(国保連)			5,175,985
	―多機能はびねす(国保連)			4,046,054
	―利用者負担分			1,506,312
	―移動支援各区役所			1,310,821
	―在宅レスパイト			1,371,980
	―医ケア児通学バス(看護)			697,290
	―港区(確認簿)			157,550
	―EFC事業			10,870
	未収金			1,321,000
	貸倒引当金			△182,300
流動資産合計				56,004,498
(固定資産)	建物付属設備			1,739,681
	車両運搬具			474,497
	什器備品			776,851
	敷金			3,295,000

財 産 目 録

令和 6 年 3 月 31 日 現在
NPO法人えがおさんさん

(単位:円)

貸借対照表科目		場所・物量等	使用目的等	金額
	礼金			400,584
	長期前払費用			10,797
	預け金			33,250
固定資産合計				6,730,660
資産合計				62,735,158
(流動負債)				
	未払給与			10,654,917
	未払費用			4,039,314
	--職員等-交通費			313,698
	--会社負担-社会保険			2,574,706
	--その他経費			1,150,910
	預り金			2,031,687
	--源泉所得税			293,584
	--社会保険料			1,429,080
	--住民税			306,800
	--(謝金報酬) 源泉所得税			2,223
	未払法人税等			1,234,200
流動負債合計				17,960,118
(固定負債)				
	長期借入金			32,374,000
	--日本政策金融公庫			24,320,000
	--きらぼし銀行			8,054,000
固定負債合計				32,374,000
負債合計				50,334,118
正味財産合計				12,401,040

貸借対照表

2024年3月31日現在

NP0法人えがおさんさん

(円)

I 資産の部		II 負債の部	
1.流動資産		1.流動負債	
現金預金		未払給与	10,654,917
現金	76,374	未払費用	4,039,314
普通預金	24,919,822	預り金	2,031,687
定期積立預金	540,000	未払法人税等	1,234,200
現金預金合計	25,536,196	流動負債合計	17,960,118
他の流動資産		2.固定負債	
売掛金	29,329,602	長期借入金	32,374,000
未収金	1,321,000	固定負債合計	32,374,000
貸倒引当金	-182,300	負債合計	50,334,118
他の流動資産合計	30,468,302	III 正味財産の部	
流動資産合計	56,004,498	正味財産合計	12,401,040
2.固定資産			
建物付属設備	1,739,681		
車両運搬具	474,497		
什器備品	776,851		
敷金	3,295,000		
礼金	400,584		
長期前払費用	10,797		
預け金	33,250		
その他固定資産合計	6,730,660		
固定資産合計	6,730,660		
資産合計	62,735,158	負債正味財産合計	62,735,158

2023年度 活動計算書

2023/04/01～2024/03/31

NPO法人えがおさんさん

円

科目	金額	
(正味財産増減計算)		
1.経常増減の部		
(1)経常収益		
受取入会金		
受取会費・入会金		
受取会費	728,000	
事業収益		
訪問看護収益	66,916,876	
居宅介護収益	45,749,114	
放課後デイ収益	32,676,223	
多機能収益	25,828,601	
EFC収益	96,186	
事業収益合計	171,267,000	
受取補助金等		
受取地方公共団体助成金	1,913,000	
受取民間助成金	3,583,000	
受取補助金等合計		5,496,000
受取寄付金		
受取寄付金	159,515	
受取寄付金合計		159,515
雑収益		
受取利息	325	
雑収入	27,300	
雑収益合計		27,625
経常収益合計		177,678,140
(2)経常費用		
事業費		
給与手当	115,656,886	
通勤費	2,310,512	
中退共掛金	1,300,000	
福利厚生費	16,380,381	
教育研修費	87,100	
会議費	7,691	
交際費	20,000	
旅費交通費	3,288,732	
通信運搬費	1,918,060	
減価償却費	957,807	
繰延資産償却費	222,750	
広告宣伝費	65,171	
消耗品費	2,523,719	
修繕費	3,610	

2023年度 活動計算書

2023/04/01～2024/03/31

NPO法人えがおさんさん

円

科目	金 額
新聞図書費	141,736
材料費	493,009
光熱水料費	855,890
賃借料	10,240,300
保険料	919,022
諸謝金	148,083
租税公課	127,585
諸会費	391,030
車両費	2,106,007
リース料	386,053
支払手数料	8,490,504
支払利息	257,317
貸倒引当金繰入額	7,300
雑費	14,399
事業費合計	169,320,654
管理費	
給与手当	9,938,087
通勤費	294,985
中退共掛金	60,000
福利厚生費	383,820
会議費	30,268
交際費	55,080
旅費交通費	196,854
通信運搬費	96,231
減価償却費	12,656
繰延資産償却費	22,000
広告宣伝費	2,489
消耗品費	68,295
修繕費	190
新聞図書費	175
光熱水料費	56,474
賃借料	541,200
保険料	20,413
諸謝金	612
租税公課	6,715
諸会費	16,610
リース料	16,044

2023年度 活動計算書

2023/04/01～2024/03/31

NPO法人えがおさんさん

円

科目	金額	
支払手数料	383,301	
支払利息	13,543	
雑費	415	
管理費合計	12,216,457	
経常費用計		181,537,111
当期経常増減額		-3,858,971
2.経常外増減の部		
(1)経常外収益		
経常外収益合計		0
(2)経常外費用		
車両運搬具売却損	125,183	
法人税、住民税及び事業税	1,234,248	
法人税等合計	1,234,248	
経常外費用計		1,359,431
当期経常外増減額		-1,359,431
当期正味財産増減額		-5,218,402
正味財産期首残高		17,619,442
正味財産期末残高		12,401,040

2023年度

計算書類の注記

事業報告用

特定非営利活動法人えがおさんさん

1. 重要な会計方針
- 計算書類の作成は、財務諸表の作成は、NPO法人会計基準（2010年7月20日 2017年12月12日最終改正NPO法人会計基準協議会）によっています。
- (1) 固定資産の減価償却の方法
- 有形固定資産 定率法によっています。但し、平成28年4月1日以降取得の建物附属設備については、定額法によっています。
- (2) 引当金の計上基準
- 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権について法人税法の規定による法定繰入率により計上するほか、個々の債権の回収可能性を勘案して計上しています。
- (3) 消費税等の会計処理
- 免税事業者のため税込方式によっています。

2. 事業別損益の状況
- 別表の通りです。

3. 固定資産の増減内訳

(単位：円)

科目	期首取得価額	取得	減少	期末取得価額	減価償却累計額	期末帳簿価額
有形固定資産						
建物附属設備	1,996,000	0	0	1,996,000	256,319	1,739,681
車両運搬具	2,592,690	632,660	490,325	2,735,025	2,260,528	474,497
什器備品	2,128,896	570,130	0	2,699,026	1,922,175	776,851
投資その他の資産						
敷金	3,295,000	0	0	3,295,000	0	3,295,000
礼金	440,000	297,000	0	737,000	336,416	400,584
合計	10,452,586	1,499,790	490,325	11,462,051	4,775,438	6,686,613

4. 借入金の増減内訳

(単位：円)

科目	期首残高	当期借入	当期返済	期末残高
長期借入金	37,882,000	0	5,508,000	32,374,000
合計	37,882,000	0	5,508,000	32,374,000

5. その他特定非営利活動法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産の増減の状況を明らかにするために必要な事項
- 事業費と管理費の按分方法
- 各事業の経費及び事業費と管理費に共通する経費のうち、給料手当、通勤費については従事割合、賃借料、光熱水料費、繰延資産償却費については建物面積比、その他の経費については職員数比で按分しています。

別表) 事業別損益の状況

科目	放課後等デイサービス事業 (すまいる)	児童発達支援・放課後等デイサービス事業 (はびねす)	訪問看護事業 (さんさん)	居宅介護事業 (えがお)	えがおファンクラブ事業	事業部門計	管理部門計	合計
I. 経常収益								
1. 受取会費					150,000	150,000	578,000	728,000
2. 事業収益	32,676,223	25,828,601	66,916,876	45,749,114	96,186	171,267,000		171,267,000
3. 受取補助金	801,676	592,056	31,434	53,834	4,017,000	5,496,000		5,496,000
4. 受取寄付金						0	159,515	159,515
5. その他収益					14	14	27,611	27,625
経常収益計	33,477,899	26,420,657	66,948,310	45,802,948	4,263,200	176,913,014	765,126	177,678,140
II. 経常費用								
(1) 人件費								
給与手当	23,253,894	20,134,990	39,734,883	29,592,919	2,940,200	115,656,886	9,938,087	125,594,973
通勤費	252,923	1,008,869	608,489	440,231	0	2,310,512	294,985	2,605,497
中退共掛金	238,000	140,000	360,000	562,000	0	1,300,000	60,000	1,360,000
福利厚生費	2,429,930	3,553,389	5,471,507	4,841,737	83,818	16,380,381	383,820	16,764,201
旅費交通費	330,452	343,947	1,708,311	854,022	52,000	3,288,732	196,854	3,485,586
人件費計	26,505,199	25,181,195	47,883,190	36,290,909	3,076,018	138,936,511	10,873,746	149,810,257
(2) その他経費								
教育研修費	0	0	0	7,100	80,000	87,100	0	87,100
会議費	0	3,433	3,617	0	641	7,691	30,268	37,959
交際費	0	0	0	20,000	0	20,000	55,080	75,080
通信運搬費	365,679	531,028	520,170	501,183	0	1,918,060	96,231	2,014,291
減価償却費	219,769	448,677	223,551	65,810	0	957,807	12,656	970,463
繰延資産償却費	88,000	24,750	44,000	44,000	22,000	222,750	22,000	244,750
広告宣伝費	18,398	15,919	17,911	12,943	0	65,171	2,489	67,660
消耗品費	664,216	681,134	532,121	415,234	231,014	2,523,719	68,295	2,592,014
修繕費	722	874	1,026	988	0	3,610	190	3,800
新聞図書費	123,809	804	13,044	4,079	0	141,736	175	141,911
材料費	369,908	57,298	0	0	66,803	493,009	0	493,009
光熱水料費	225,895	347,625	112,947	112,949	56,474	855,890	56,474	912,364
賃借料	3,094,300	4,440,000	1,082,400	1,082,400	541,200	10,240,300	541,200	10,781,500
保険料	360,268	231,829	180,229	106,146	40,550	919,022	20,413	939,435
諸謝金	28,728	2,817	19,807	3,185	93,546	148,083	612	148,695
租税公課	25,517	30,889	36,261	34,918	0	127,585	6,715	134,300
諸会費	63,118	106,846	134,694	86,372	0	391,030	16,610	407,640
車両費	1,402,084	703,923	0	0	0	2,106,007	0	2,106,007
リース料	60,967	73,803	86,638	164,645	0	386,053	16,044	402,097
支払手数料	1,988,693	1,921,503	2,424,294	2,147,511	8,503	8,490,504	383,301	8,873,805
支払利息	51,463	62,298	73,132	70,424	0	257,317	13,543	270,860
貸倒引当金繰入額	-900	1,000	2,000	-800	6,000	7,300	0	7,300
雑費	3,577	3,422	5,242	2,158	0	14,399	415	14,814
その他経費計	9,154,211	9,689,872	5,513,084	4,881,245	1,145,731	30,384,143	1,342,711	31,726,854
経常費用計	35,659,410	34,871,067	53,396,274	41,172,154	4,221,749	169,320,654	12,216,457	181,537,111
当期経常増減額	-2,181,511	-8,450,410	13,552,036	4,630,794	41,451	7,592,360	-11,451,331	-3,858,971

2024年度 事業計画書

2024年4月1日から2025年3月31日まで

特定非営利活動法人えがおさんさん

1 事業実施の方針

2007年の法人創業以来、現在にいたるまで障害の程度を問わず医療的ケアの必要なこども、知的障害のあるこども、又そのこどもを育てるご家族のニーズを大切にしながら、こどもと家族の生活に寄り添う支援を続けていく姿勢に2024年度も変わらない。訪問看護、居宅介護、移動支援、放課後等デイサービスの各事業とともに22年7月から重症児のための児童発達支援と放課後等デイサービスの通所施設を新宿区曙橋にオープンした。これら4つの事業を継続し、組織としてバランスの取れた経営をめざす。同時にこれら公的助成がある制度内のサービスばかりでなく、職員有志、学生ボランティア等で運営している“えがおファンクラブ事業”も制度外でのご利用者やご家族のニーズを積極的にくみとりながら、えがおさんさんまつりのイベントやお預かりデイなど活動に取り組む。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数y	事業予算額(千円)
障害児・者やその家族への生活支援や相談等のホームヘルスケアサービス事業	介護、個人ボランティア、療育その他相談事業	2024年4月～ 2025年3月	サービス利用者宅	25人	東京都内の障害児・者とその家族30人	250
障害児・者の一時預かり等の家族を支援する事業	児童のお預かり等の事業	2024年4月～ 2025年3月(5回開催)	サービス利用者宅と会場内(オンライン等)	10人	東京都内の障害児・者とその家族35人	300
障害児・者やその家族への社会的支援に係る普及啓発及びファンクラブ事業(バクバク・ポケットの会支援)	学生等のボランティアの促進	年6回	会場内(オンライン)	10人	東京都内の学生80人	100
	えがおさんさんまつり等の開催	2024年11月	賃貸会場とオンライン配信	60人	東京都内の障害児・者とその家族100人	3,600
健康保険法、介護保険法に基づく訪問看護ステーション事業	訪問看護ステーションの事業	2024年4月～ 2025年3月	サービス利用者宅	13人	東京都内の障害児・者55人	55,000
障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業	居宅介護事業 同行援護事業	2024年4月～ 2025年3月	サービス利用者宅	25人	東京都内の障害児・者60人	34,000
障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業	移動支援事業	2024年4月～ 2025年3月	サービス利用者との外出	19人	東京都内の障害児・者30人	6,870
児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	児童発達支援と放課後等デイサービス事業	2024年4月～ 2025年3月	児童発達支援と放課後等デイサービス通所	18人	東京都内の障害児・者24人	35,450
	放課後等デイサービス	2024年4月～ 2025年3月	放課後等デイサービス通所	11人	東京都内の障害児・者24人	35,000

人材育成事業として、えがおさんさんオリジナル研修、医療的ケア3号研修等の研修事業	人材育成の研修等	2024年4月～ 2025年3月	事業所内とその他賃貸会場	5 人	看護師・介護士・保育士・障がい児者及び家族15人	10
--	----------	---------------------	--------------	--------	--------------------------	----

2024年度 活動予算書			
2024年 4 月 1 日から 2025年 3月31日まで			
特定非営利活動法人えがおさんさん			
(単位：円)			
科 目	金 額		
I 経常収益			
1 受取会費			
正会員受取会費	150,000		
賛助会員受取会費	600,000		
EFC年会費	50000	750,000	
2 受取寄附金			
受取寄附金	200,000		
施設等受入評価益		200,000	
3 受取助成金等			
受取補助金	171,500,000		
		171,500,000	
4 事業収益			
(1) ホームヘルスケアサービス事業収入	50,000		
(2) 障害児者の家族への支援事業収入	50,000		
(3) ファンクラブ事業収入	50,000		
(4) 訪問看護ステーションの運営事業収入	6,300,000		
(5) 障害福祉サービス事業収入	1,000,000		
(6) 地域生活支援事業収入	300,000		
(7) 放課後等デイサービス事業収入	1,400,000		
(8) 児童発達支援サービス事業収益	450,000		
(9) 研修事業収益	0		
(10) その他	0		
		9,600,000	
5 その他収益			
受取利息	300		
経常収益計			182,050,000
II 経常費用			
1 管理費			
(1) 人件費			
給料手当	10,000,000		
中退共掛金	60,000		
福利厚生費	400,000		
通勤費			
旅費交通費	200,000		
人件費計	10,660,000		
(2) その他経費			
研修費	100000		
会議費	50000		
消耗品費	70,000		
通信運搬費	400,000		
減価償却費	100,000		
賃借料	541,200		
保険料	10,000		
支払手数料	700,000		
水道光熱費	60,000		
広告宣伝費	10,000		
諸会費	20,000		
その他経費	200,000		
その他経費計	2,111,200		
管理費計		12,771,200	
2 事業費			
(1) 人件費			
給料手当	118,000,000		
福利厚生費	17,200,000		
通勤費	2,500,000		
中退共掛金	1,300,000		
旅費交通費	3,200,000		
人件費計	142,200,000		
(2) その他経費			
諸謝金	160,000		
通信運搬費	300,000		
賃借料	10,240,000		
減価償却費	970,000		
繰越資産償却費	200,000		
光熱水料費	910,000		
材料費	500,000		
消耗品費	2,400,000		
修繕費	50,000		
新聞図書費	150,000		
材料費	320,000		
保険料	600,000		
租税公課	130,000		
諸会費	350,000		
車両費	1,900,000		
リース料	400,000		
支払手数料	8,800,000		
その他経費計	28,380,000		
事業費計		170,580,000	
経常費用計			183,351,200
当期経常増減額			△ 1,301,200
III 経常外収益			
経常外収益計			0
IV 経常外費用			
経常外費用計			0
税引前当期正味財産増減額			△ 1,301,200
法人税、住民税及び事業税			0
前期繰越正味財産額			
次期繰越正味財産額			△ 1,301,200

あなたのご支援が 重い障がいのある子どもとご家族の 笑顔になります



私たちの喜び...
それはこの子のおが
成長を見ること♡

- 会員になる(賛助会員)
期間(毎年4月～翌年3月)、期の途中での入会も下記金額となります。
法人会員年会費 10,000円(1口)
個人会員年会費 3,000円(1口)
<会員特典>さまざまな活動内容を報告する通信を年に1・2回、
送付させていただきます。

- 自由な金額を寄付する
無理のない自由な金額を寄付をすることで、えがおさんの活
動を支える事ができます。



- モノを手放すことで寄付する
ブックオフの寄付プログラム「キモチ。」不要になった
モノの買取金額で寄付、応援、支援することができます。

キモチ。

- お金以外で支援する

「えがおさんまつりやクリスマス会に子どもたちに配るブレゼ
ント」や、イベント会場の提供による「障害のある子どもたちの社
会参加への支援」など、お金以外の皆様の暖かいご支援も歓迎い
たします。左記お問い合わせ先まで是非ご連絡ください。
迅速に対応させていただきます。

2024 年度も多くのご支援をいただきました！

- 新宿区社会福祉協議会
備品整備 施設整備 株式会社日本財託助成金
- 中央共同募金会の助成
医療的ケア児者の余暇活動、
看護師による外出支援、
課外授業看護師付き添い、
18歳以上の障がい者の
就労実習支援等に活用



看護師付き添い
就労実習

寄付・賛助会員の申し込み

STEP ①

お申込み

お申込みは「賛助会費」と「寄付」
組み合わせも可能です



例1	賛助会費 1口
例2	賛助会費 10口
例3	賛助会費 1口 + 寄付 2,000円
例4	賛助会費 3口 + 寄付 1,000円
例5	賛助会費 3口 + 寄付 10,000円

寄附金受領証明書発行のために、必ずこちらのQRコード
からお申込みくださいますようお願い申し上げます。

STEP ②

振込

クレジット決済



銀行振込・ゆうちょ銀行振込

きらぼし銀行
西大久保支店 (店番号 043)
普通 4107794
特定非営利活動法人えがおさん 理事 田中歩
ゆうちょ銀行
00130-7-265845
特定非営利活動法人えがおさん

STEP ③

法人から寄附金受領証明書を送付

えがおさんへのご寄付・賛助会費は 寄附金税額控除対象です

えがおさんへのご寄付(賛助会費・寄付金)は寄附金税
額控除の対象となります。個人で、確定申告をされる方は、法
人がお送りする「寄附金受領証明書」をご保存いただき、確定
申告書に証明書の内容を記載してご提出してく
ださい。ご寄付額が2,000円以上であれば、申
告ができますが、それ以下の額でも他の法人へ
のご寄付額と合算して、それ以上の額となれば
申告ができます。



詳細ページ

お問い合わせ

事務局

☎ 03-3209-8668

info@egaosunsun.com



特定非営利活動法人
えがおさん
こどものえがおで、社会をえがおに。



特定非営利活動法人えがおさん
2024年度 半期活動報告

えがおさんをご支援いただいている皆様へ

2024年度上半期は猛暑の中、スタッフは工夫を凝らし支援を続
けました。ご家族の温かい声かけに励まされる場面も多く感謝
しています。暑さで顔を赤くして来所する子どもたちが、涼しい部
屋でホッとする姿が印象的でした。今年度も助成金を活用しお
出かけ計画を立てましたが、上半期は暑さの影響で実施が困難
でした。一方で校外活動や自宅外支援を順調に行い、保護者以
外の付き添いで一段大人に成長したこどもたちの姿に感動しまし
た。また、公立学校に通う医療的ケア児の修学旅行や新宿養護
学校の宿泊行事での付き添いでは、学校での姿や友だちとの関
わりを見守り、先生方と連携を深める貴重な経験ができました。
認定取得から半年が経ち、現在の賛助会員数は約60名です。認
定を維持するためには、5年間で賛助会員や寄付者を500名に増
やすことが目標です。多くの方に私たちの活動に共感し、賛同し
ていただけることを願っています。寄付や賛助会費は、制度では
対応しきれない部分を補う制度外支援に活用さ
れ、ご利用者様への継続的な支援に役立って
います。これからも「ちよっとした困りごと」に配慮さ
れる存在を目指して活動を続けていきます
で、引き続き協力をよろしくお願いいたします。



8月には、バクバクの会(人工呼吸器をつけた
子の親の会)の講演会に、えがおファンクラ
ブ事業活動の一環で参加させていただきまし
た。当事者の方やご家族とお話ができ、18
歳以上の方の居場所づくり、学校支援、自宅外
支援など改めて必要性を感じることができま
した。



前代表理事の松尾と
久しがりに一緒に
写真撮影

FAN(好きになる!応援する!) FUN(楽しむ!)
誰でもどこでも楽しめるような支援を目指し
ていきたいです。

特定非営利活動法人えがおさん 代表理事 田中歩

2024年度半期活動のご紹介



● えがおファンクラブ (EFC)

パーソナルサポートプロジェクト

中央共同募金会(赤い羽根共同募金)からの助成金で、今年も学校付き添い支援を行うことができました。また、訪問では重度の障がいを持つ児者の同行訪問や2人体制で助成金を活用し、複雑なケアの引継ぎをスムーズに行えました。親の付き添いではなく、専門職2人で訪問するメリットを市区町村に伝え、結果、行政から正式に2人体制が認められるなど、「助成金から制度へ」と進化を感じています。

◆ シーズンプロジェクト えがおさんさんまつり

今年も10月にえがおさんさんまつりを開催しました。午前午後合わせて35家族100名の方にご参加頂きました。サニーフラワーズのアキラ先生にいますみお姉さんや(株)オスミより歌のお姉さんとピアノ先生、そして学生さんたちのミニコンサートや一緒に踊るうではマツケンサンバまでスタッフもノリノリで踊りました。



ファンクラブ説明会&お預かりデイ

今年の説明会では、日本赤十字看護大学の新生入生に加え、他大学や高校生からも参加希望があり、新しいボランティアメンバーが加わりました。ハムロールパンや雪見だいふく作り挑戦し、楽しそうに作り満足げに食べる姿にこちらも嬉しくなりました。猛暑のプールデイではボランティアとスタッフが協力し、皆で安全に夏を満喫。常連だった家族に4年ぶりに元気な姿で会えたのも印象的でした。



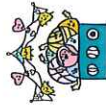
● 訪問看護ステーションさんさん

だんだんと涼しく過ごせる季節になりましたが、季節の変わり目は体調を崩すことも多い時期かと思えます。当事業所は病状に合わせ追加訪問を考えた体調管理をさせていた



だきたいと考えております。今年も、新宿養護学校の宿泊教室に参加、また普通級に通われているご利用者様の修学旅行の保健看護師の役割で付き添いをさせていただきました。そのほか余暇活動として、ご家族と一緒に高尾山の同行と皆様が楽しく過ごせるように、通常の訪問とは違う支援にも力を入れております。今後も皆様のご健康と、安心、安全に過ごせるよう寄り添い支援の工夫をしていきたいと思っております。

お誕生日おめでとう♡



● 放課後等デイサービスまいる

4月に小学1年生2人が仲間入りし、現在24名が在籍しています。今年から5つの領域(健康・生活、運動・感覚、認知・行動、言語・コミュニケーション、人間関係・社会性)を含めた支援を開始しました。マナーやSST(ソーシャルスキルトレーニング)を視覚優位に適した劇場型で行い、楽しく社会で必要なスキルを学んでいます。夏には「体の探検」や「水の科学」、フラダンス発表会、お昼ご飯の買い物など、体験型課外学習を多く取り入れられました。今後は自分でやっていけることをプログラムに取り入れ、自己肯定感をあげる支援をして参ります。



劇場型SSTは子どもたちに人気!

● 助成金で物品購入をしました

新宿区社会福祉協議会に助成いただきました、施設用の掃除機やプロジェクターなどを購入させていただきました。ありがとうございました。



● ケアステーションえがお

2024年、ケアステーションえがおでは、新年度のスタートにあたり、訪問や事務のスタッフの働き方が変わったり、利用者様の生活の変化に伴い移動支援の利用が減少したりと、さまざまな変化を迎えました。それでも、他



恒例のハロウィンコスプレ訪問



● 児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす

昨年まで、1日の利用人数は児童発達支援の方が多かったのですが、現在は放課後等デイサービスが増えています。今年もすず丸すいか様よりスイカ2個をご寄付いただきました。ジュースにしたり小さく切ったりして、暑い夏に一時のクールダウンを楽しみました。7月には「はびねすまつり」を新宿NPO協働推進センターの体育館で開催し、9組のご家族が参加されました。今後も子どもたちの成長を支えるサポートを職員一同で続けて参ります。



商店街でおかしをいただきました♪



● 寄付「キモチと。」で支援の輪が広がっています

昨年から開始したブックオフの寄付プログラム「キモチと。」でもご寄付をいただいております。支援の輪が広がることが励みになります。本やDVDをリユースしていただいた皆さまには感謝申し上げます。





ファンを支える、 ファンが広がる。

えがおさんは、1996年から新宿区で医療的ケアが必要な子どもとご家族を支援してきました。

ファンには、

楽しい (Fun) と愛好者 (Fan) の意味があります。

障がいのある子どもが、毎日を楽しく生きるために、

すべてのスタッフがこどものファンになり、

みんなが、えがおになる社会を目指しています。

支援のお願い



えがおさんの活動は、

みなさまからのご協力によって支えられています。

病気や障がいのある子どもたちとご家族のために、さまざまなご支援の方法があります。ぜひご協力をお願いいたします。

賛助会員で支援する

入会をご希望の方は、申込書に必要事項をご記入の上、お申し込みください。

個人会員年会費 3,000円(1口)
法人会員年会費 10,000円(1口)
振込先 きらぼし銀行 西大久保支店(店番号043) 普通4107794
特定非営利活動法人 えがおさん 理事 田中歩
ゆうちょ銀行口座振替 00130-7 265845
特定非営利活動法人えがおさん(トクヒエガオサンサン)

※WEBからも、お申し込み可能です。
賛助会員の皆様には、活動報告書などを送付させていただきます。

寄付で支援する

クレジットカードやソフトバンクの携帯電話料金と一緒に、寄付をすることができます。ご支援は随時、金額は任意です。WEBから、お申し込みいただくことができます。

サポーター活動で支援する

障がいのある子どもたちが参加するプロジェクトでは、子どもたちの介助やイベントを支えるサポーターを随時募集しています。

お問い合わせ先

特定非営利活動法人えがおさん
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場1-25-36-30C
TEL: 03-3209-8668 (平日10:00~19:00) FAX: 03-3209-2033

E-mail info@egaosunsun.com

URL <https://egaosunsun.com>



こどものえがおで
社会をえがおに。



認定特定非営利活動法人
えがおさん
こどものえがおで、社会をえがおに。



すべての子どもたちが、えがおで成長するために。

えがおさんさんでは、障がいのある子どもとご家族の思いを大切に「パーソンナル・ファミリーサポート」を、心がけています。医療と介護が連携したチームケアによって、子どもたちのライフステージを考えながら、ともに生きる社会をご家族と一緒に目指しています。



えがおさんさん事業

医療保険や障害者総合支援法などに基づき、在宅での医療や介護に関するサービスを提供しています。

訪問看護ステーションさんさん

看護師、理学療法士、作業療法士がご自宅に訪問。医療的な処置やリハビリテーションを行います。

ケアステーションえがおさんさん

介護福祉士やヘルパーがご自宅に訪問。入浴や生活全般にわたる援助や移動支援を行います。

えがおファンクラブ事業

障がいを持っている方たちの成長と社会性を育むためのプロジェクトを、定期的に開催しています。

アクティビティプロジェクト

障がいのある子どもたちを預かり、楽しく遊べるさまざまな活動を行っています。また、学校付き添い・プール付き添いなど公的制度ではまかなえない支援を行っています。



放課後等デイサービスすまいる

障がいのある子どもたちのために、運動や音楽などの療育プログラムを行うことで、一人ひとりの成長と発達をサポートしています。

児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす

医療的ケアが必要な子どもや、さまざまな障がい児に関わる専門職のために、オリジナル研修を実施。現場で活かせるスキルを学べるため、多くの団体から評価をいただいています。

研修事業

医療的ケアが必要な子どもや、さまざまな障がい児に関わる専門職のために、オリジナル研修を実施。現場で活かせるスキルを学べるため、多くの団体から評価をいただいています。

シーズンプロジェクト

障がいのある方とご家族、さらには日頃から関わるスタッフやサポーターが多数参加する「えがおさんさんまつり」の開催を行っています。

活動を支えるサポーターたち

えがおファンクラブ事業は、医療や福祉を学ぶ学生さんたちと一緒に子どもたちと遊んだり、イベントの企画・運営を行っています。

ビジョン

えがおさんが望む社会の姿

- 1 障がい児者と家族が、自宅で安心して、生活できる社会
- 2 障がい児者が自分の人生を自分らしく選択できる社会
- 3 障がい児者と家族を応援する人が増えることで、誰もが笑顔で暮らせる社会

沿革

1996年 人工呼吸器をつけた子どもたちの在宅支援のボランティアグループとしてエリナファンクラブ（EFC）の活動開始。看護師グループさんも活動に参加。正式な団体活動となる

2005年 上記ボランティアグループ（現えがおファンクラブ）も介護初任者資格等ととり、小児・障がい児者専門の訪問看護、居宅介護事業を行う有限会社さんさんを開始

2011年 特定非営利活動法人えがおさんさんとして上記を統合して活動開始

2015年 放課後等デイサービスすまいる 開設

2022年 児童発達支援 放課後等デイサービス はびねす 開設

2024年 東京都「認定特定非営利活動法人」に認定

御見積もり 書

備考	
----	--

(協働支援会議委員についての確認)

確 認 書

当法人は、新宿区協働支援会議委員(別紙、委員名簿参照)について、以下のことを確認します。(該当番号に○を記入)

1 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の職員であることを確認しました。

委員名 _____

② 別紙「新宿区協働支援会議委員」について、当団体の社員ではないこと及び直接利害関係がないことを確認しました。

2025 年 4 月 9 日

団 体 名 特定非営利活動法人えがおさんさん

所 在 地 東京都新宿区高田馬場1-25-35

タイオーインターナショナルビルディング30C号室

代表者氏名 → 田中 歩

令和7年度新宿区協働支援会議委員名簿

	委員の区分	氏 名	備 考
1	学識経験者	わだ さよ 和田 早代	目白大学目白大学短期大学部 ビジネス社会学科 教授
2	非営利活動団体構成員	せきぐち ひろあき 関 口 宏 聡	認定特定非営利活動法人 セイエン 代表理事
3	非営利活動団体関係者	ひらの かくじ 平 野 覚 治	一般社団法人全国食支援活動 協力会 専務理事
4	区民（公募区民）	いぬづか ひろまさ 犬 塚 裕 雅	区民（公募区民）
5	区民（公募区民）	あおやぎ やすひろ 青 柳 恭 弘	区民（公募区民）
6	区内事業所の社会貢献 部門経験者	いとう きよかず 伊 藤 清 和	元富士ゼロックス東京（株） CSR部社会貢献推進グループ
7	新宿区社会福祉協議会 職員	みやばた けいすけ 宮 端 啓 介	新宿区社会福祉協議会 事務局次長
8	地域振興部長	おおやなぎ ゆうじ 大 柳 雄 志	

※名簿の順 は、要綱に規定する区分の順による。